

御津虎倉産廃

市のやり方は恣意的だ

虎倉の産廃問題で岡山市は二〇一五年十二月、「職権」で許可を取り消しました。業者は一六年八月に調整池容量を増やす軽微な「補正」を提出。市は手続の最初から始めると言っていたにも関わらず、告示・縦覧から始めました。縦覧については、資料の不備を住民や河田市議などから指摘され、再度行いました。

問) 「許可取消」はどのような

が可能か。

答) 裁判の争点が調整池容量だ
後に再度許可・不許可の例はあるか。

答) 裁量の争点が調整池容量だ
ったから、そのままでは増量
する計画が判断されない。

問) 法の則り行う。「補正」後の事例は知らない。

問) 職権取消が異例であり、縦覧という途中手続きから行うことは再許可ありきではないか。

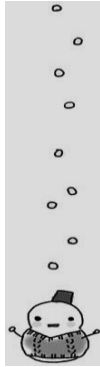
問) 市の自由裁量で恣意的運用

答) 専門家の意見を聞いたがそれでよいとのこと。

問) 地元同意は故人のものだ。再度取り直すべきでは。環境

アセス後に新たな希少動物が確認されているが。

答) 縦覧から始めたので、同意等は必要ない。環境アセスについては専門家の意見を聞く。



事業系ごみ

不正を見逃すな

事業系ごみ搬入で不正があると内部告発を受け、市の対応を迫りました。搬入業者の持ち込みは、搬入時の重量から最初に登録した重量を引いたものが搬入量とされます。しかし、初回登録時に重量を実際以上に重くすることにより、

富吉新斎場

搬入量を過少にしているという不正です。また、搬入量がマイナスになっている伝票も発見されました。市は搬入時と退出時の二二度量りに変更すると答え、対応改善を約束しました。

昨年夏のガスの調査で、メタンが爆発限界の5%に近い4.3%もあったことが判明しました。しかも十日前の測定では0.0018%だった箇所です。

問) 新たなガスの発生であり、産廃処分場の廃止そのものが違法だったのでは。

答) 溜まりガスであり、天候・気温による違いだ。

問) 旧東区支所跡地を売却したが、地中に杭があるとして価格を一千万円以上値引きした。新斎場用地は産廃があるのに、宅地並みで購入した。市の対応に齟齬がある。再鑑定し直すべきだ。
答) 不動産鑑定士は正しい。



岡山市の国保基金は35億円あります。2018年度から国保が県広域化される前に、保険料引き下げを求めました。しかし市長は、28億円も法定外繰り入れをしているので値下げはでき

国保料

市長は引下げ拒否

ないと答弁しました。国が交付金を300億円も減らすことにも抗議するように求めましたが、市は独自には抗議しないと、市民の願いに背を向けました。